

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第341号）

### 〔 府民の声部分公開決定審査請求事案その1 〕

（答申日：令和3年10月13日）

#### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和2年2月19日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

2020年2月14日公表の府民の声「たばこ対策について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koel&pageId=2210>

の基本情報

- 2 令和2年3月3日付けで、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）本件行政文書

府民の声 基本情報

（「改正健康増進法」、「大阪府受動喫煙防止条例」に違反する公衆浴場について）

##### （2）公開しないことと決定した部分

ア 対応職員の氏名

イ 投稿者の氏名、フリガナ、メールアドレス

ウ 府民の声に記載されている固有名詞および住所（以下「本件係争情報1」という。）

エ 依頼所属（以下「本件係争情報2」といい、本件係争情報1及び本件係争情報2を併せて「本件係争情報」という。）

##### （3）公開しない理由

ア及びイ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、府民お問い合わせセンター職員の氏名及び、投稿者の氏名、住所などの個人情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

ウ及びエ 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、違反する銭湯の情報が記録されており、法人等の競争

上の地位その他正当な利益を害する情報と認められる。

- 3 令和2年6月4日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち本件係争情報を公開しないことと決定した部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求書における主張

実施機関は公開しない理由を、「本件行政文書の非公開部分には、違反する銭湯の情報が記録されており、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められる。」としたが、府の回答にあるように改正健康増進法（平成30年法律第78号）（以下「法」という。）、そして大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）（以下「防止条例」という。）も回答時点において施行されていないため、違反はなく、公開しない理由はその前提を欠く。従って公開したとしても、法人の利益は何ら害されることはない。

両浴場は、全面禁煙宣言書により、その施設等名及び所在地等が大阪府のホームページ等で公表されることに同意しており、固有名詞及び住所はいずれも既に公開された情報である。

府民の声によると、両浴場は「終日全面禁煙であること。（分煙は申請不可）」が申請要件である全面禁煙宣言施設でありながら、屋内に灰皿を設け、喫煙の用に供させている。府は「2020年4月に施行予定の法の規制内容について、関係機関と連携して情報提供しました。」と回答し、また「関係機関と連携し、両施設に対して、2020年4月に施行予定の法の規制内容をお伝えし、改善を促しました。」と府の考え方をHPで公表するものの、両浴場から灰皿が撤去されたかについては触れず、全面禁煙宣言施設については言及すらされていない。このことから両浴場が灰皿を撤去せず、全面禁煙宣言施設として営業を継続していることがうかがわれる。これでは、全面禁煙宣言施設一覧に掲載される銭湯のうち、どれが真に禁煙であるかが分からず、一覧は全く信頼性を失う。受動喫煙が致死的有害であることは論を待たない。全面禁煙の実施を宣言しながら、屋内での喫煙が可能な両浴場は、人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動であり、その情報は例外公開情報として公開されるべきである。そして全面禁煙宣言施設一覧の信頼性を回復させるべきである。

以上の理由により、本件係争情報は条例第8条第1項第1号に該当しない。

#### 2 反論書における主張

- (1) 「第五2弁明の理由（1）」について

実施機関は、「大阪府に日々寄せられるご意見、ご要望等の中には、施策立案や業務改善に役立てるべき貴重な提言が含まれている。こうした府民からの声を業務改善や政策反映に活かしていくことを目的に、府民の声を一元的に管理するシステムを『府民の声システム』という。」と弁明するが、本件行政文書においては、その回答で両銭湯が結局全面禁煙宣言施設らしく灰皿を撤去し禁煙になったのか、それとも禁煙とはならない代わりに全面禁煙宣言施設一覧表から削除されたのか、そういった府民が知りたいと思う肝心の部分に答えているとはいえないため、府民の声を活かすという目的が達成できたとはいえず、かえって府の実施する事業の信頼性に対して疑念を招く結果となってしまった。この疑念を解消するため、さらなる情報公開が必要とされる。

(2) 「第五2弁明の理由(2)」について

実施機関は、「これらの情報を公開すると、両銭湯が法及び防止条例施行後に改善されている可能性があるにもかかわらず、あたかも違法、違反銭湯であるような印象を与える」と弁明するが、そのような印象を与えることはない。本件行政文書の回答において、「しかし、現時点では法は施行されていません」と書かれていることから、府民の声において指摘される『法』、『防止条例』に違反する」との指摘が投稿者の誤解に基づくものであることは理解にたやすい。そして回答は「2020年4月に施行予定の法の規制内容について、関係機関と連携して情報提供しました。」と続くのであるから、2020年4月時点では、これらの銭湯において「原則屋内禁煙」が実施されていることが当然に期待されるものと、受け止められるのが自然である。また、府民の声には、これら銭湯が2020年4月以降も灰皿を屋内に設置し続ける可能性が高いといったような情報は何ら記されていない。したがって、実施機関が懸念するような2020年4月以降も屋内での喫煙が可能であり、即ち違法であるかのような印象を与えることはない。よって、公開したとしても、「社会的評価が下がるおそれ」はなく、条例第8条第1項第1号に該当しない。

大阪市は「情報公開推進のための指針―事例から学ぶ公開のためのチェックポイント―平成28年4月総務局」〔1〕の事例2-18において、「違法な活動を行っている地域住民が指摘する事業者等の名称」は「公開」する、としている。その理由は「このような情報は内容次第では公開により事業者の社会的評価や信用を損なうことがありうるが、単に地域住民などの第三者から県に対しそのような情報が寄せられたというに止まり、行政機関として当該事実関係を真実と認めたものでなければ、その公開により当該事業者の社会的評価や信用が損なわれるおそれの程度は低く、その事業活動が損なわれるおそれがあるとただちに認めるには足りない。また、同情報が真実であれば公開により損なわれる事業者の利益は正当なものとはいえない。」からである。

この解釈は、平成17年3月25日名古屋高裁判決〔2〕を参照しているところ、同判決は、「地域住民が違法な活動を行っている」と指摘する当該事業者等の名称に関する情報がこれに該当するかを検討するに、このような情報は内容次第では公開により事業者の社会的評価や信用を損なうことがありうるが、単に地域住民などの第三者から県に対しそのような情報が寄せられたというに止まり、行政機関として当該事実関係を真実と認めたものでなければ、その公開により当該事業者の社会的評価や信用が損なわれるおそれの程度は低く、その事業活動が損なわ

れるおそれがあるとただちに認めるには足りない。また、同情報が真実であれば公開により損なわれる事業者の利益は正当なものとはいえない。」とし、続いて、「なお、控訴人は、地域住民等からの事実確認ができない情報を県という公的な機関が公開すれば客観的な事実であると受け入れられる可能性が高く、事業者の正当な利益を損なうことは明らかであるなどと主張するが、単にそのような情報が寄せられたというに止まるものであれば、一般にその公開により当該事業者の社会的評価等が損なわれるおそれの程度は低いものと考えられることは上記説示のとおりである上、場合によっては公開に際し、県としては事実関係を確認していない旨の意見を付することにより、そのような可能性についての危惧を排除する方法なども考えられるから、上記主張は採用できない。」としている。

この判決に沿って、本件行政文書を再度検討する。

本件行政文書においては、府は事実関係を確認していないというばかりか、「しかし、現時点では法は施行されていません」と事実関係を明確に否定する回答を付している。したがって、「『法』、『防止条例』に違反する」との指摘が客観的な事実であると受け入れられる余地は全くない。そしてこの指摘が2020年4月の法の全面施行後もやはりそうであるかについては、回答が施行前に行われたことを踏まえると、行政機関として未来の事実関係を予知し、真実と認めえるなどということは到底ありえないわけであるから、公開によりこれら銭湯の社会的評価や信用が損なわれるおそれの程度は低く、その事業活動が損なわれるおそれがあるとただちには認めるには足りない。そして府は回答で、「2020年4月に施行予定の法の規制内容について、関係機関と連携して情報提供しました。」としているのであるから、2020年4月時点では、これらの銭湯において「原則屋内禁煙」が実施されているものと当然に期待される。そのため、公開によりこれら銭湯の社会的評価や信用が損なわれるおそれは、府の回答により十分に排除されているものと考えられる。また仮に、違法との指摘が法の全面施行後も真実であれば公開により損なわれる銭湯の利益は正当なものとはいえない。

以上のことからすると、実施機関の「これらの情報を公開すると、両銭湯が法及び防止条例施行後に改善されている可能性があるにもかかわらず、あたかも違法、違反銭湯であるような印象を与える」との弁明は、失当である。条例第8条第1項第1号に該当しない。

参照URL：

1. <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000199697.html>
2. [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/111/003111\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/111/003111_hanrei.pdf)

なお、府民の声の「下足スペースが常にタバコの臭いが染み付いたタバコ臭い空間と化している」との表現は、これら銭湯の「社会的評価が下がるおそれ」のある表現ではない。タバコの煙には悪臭防止法で悪臭とされている22種類の特定悪臭物質のうち少なくとも6種類もの悪臭物質が含まれている。屋内で喫煙が可能であれば、その場が臭いのは当然である。

### (3) 「第五2弁明の理由(3)」について

実施機関は、「両銭湯については、全面禁煙宣言施設一覧表に掲載されているが、実態が全面禁煙施設でないということにより、銭湯名を公表するといった規定は設けられていない。」と弁明するが、このような規定がないことは、公開または非公開の判断を左右する事情ではない。条例解釈運用基準には、「人の生命等に対し、危害を及ぼすおそれのある事業活動に關す

る情報は、事業者の事業活動が違法な又は著しく不当であるか否かにかかわらず、公開するものとする。」とある。両銭湯が全面禁煙宣言施設一覧表に掲載されているにもかかわらず、2020年3月末に至るまでの間、屋内での喫煙が可能であったことがうかがわれるのであるから、両銭湯の営業活動は、人の生命等に対し、危害を及ぼすおそれのある事業活動であったといえる。

両銭湯に情報提供を行った保健所は健康医療部に所属することから、両銭湯の所在地は、保健所設置市でなかったことが分かる。したがって、全面禁煙宣言施設一覧表に掲載される銭湯のうち、その所在地が保健所設置市でない銭湯は、2020年3月末に至るまでの間、利用者は受動喫煙に遭う危険性があった。これにより全面禁煙宣言施設一覧表の信頼性は損なわれ、受動喫煙のおそれのない銭湯の選択肢を府民に提供するという目的を果たせなくなってしまっていた。

本件決定は2020年3月3日付けで行われた。法が全面施行された2020年4月1日より前である。本件決定が行われた時点において、全面禁煙宣言施設一覧表の信頼性を回復させるため、両銭湯の名称及び住所そして依頼所属は公開されるべきである。

### 3 反論書2における主張

#### (1) 「第五2弁明の理由(2)」について

実施機関は、「本件係争情報1には、違反、違法であると通報のあった銭湯に関する情報が記載されており、本件係争情報2についても、違法、違反であると通報のあった銭湯に同法の規制内容について情報提供をした保健所名が記載されており、公にすることにより違法、違反であると通報のあった銭湯が特定されるおそれがある。」と弁明するが、失当である。非公開部分を公開せずとも、一方の銭湯の名称と保健所名は特定可能である。即ち、「A」と「B」保健所である。

回答を行った健康づくり課は、回答日である2020年2月6日の2日前の4日に、大阪府ウェブサイトに掲載される「府内の全面禁煙宣言施設」を更新した。このことは、文書情報検索・閲覧システム「ネットみる」でも確認できる。即ち、4日に「大阪府内の全面禁煙宣言施設一覧ホームページへの掲載について」を起案し、翌5日に決裁した(甲第1号証)。このとき、「A」は、一覧より削除された。このことは、現在大阪府のウェブサイトで開催されている情報からは確認できないが、国立国会図書館のWARPに保存されている情報で確認できる。

国立国会図書館のWARP(インターネット資料収集保存事業)には、大阪府ウェブサイトに掲載される「府内の全面禁煙宣言施設」が2010年より継続的に39件保存されている(甲第2号証)。この情報は、インターネットに接続されてさえいれば、国立国会図書館へ行くことなく利用可能である。Aが削除された2020年2月4日の前後では、2019年11月6日と2020年3月4日に収集した文書が保存されている(甲第3、4号証)。両者の「全面禁煙宣言施設数」を比較すると、銭湯の区分である「その他」について、C圏域の数値が令和元年11月1日の更新分ではD(甲第3号証、2ページめ)であったのが、令和2年2月4日の更新分では、E(甲第4号証、2ページめ)へと変更されている。そこで、甲第3、4号証それぞれの1ページめ下部のリンク先PDFファイルであるC圏域の一覧(甲第5、6号証)を比較してみると、甲第5号証(2ページめ)にあったA(住所:B市F)が甲第6号証では削除されたことが分かる。これは、

Aが灰皿の撤去に応じなかったためと考えられる。このことから、銭湯の一方の名称は「A」であることが分かる。また、保健所名はB市を管轄する「B」保健所であることも分かる。

ツイッターを「A」をキーワードとして検索すると、Aの下足スペースを撮影した写真を添付したツイートが20件程度見つかる。この検索は会員登録等の特別な準備を要することなく誰もが可能である。検索結果からは次のことが分かる。2020年4月以前に投稿された写真には、「場内、禁煙です！！タバコはこちらに捨てて下さい。」と書かれた貼紙のされた赤い灰皿が写っている。一例として、2019年8月15日付けのツイートと添付写真を示す（甲第7号証）。この光景は、「府民の声」に記載される内容と一致する。なお2020年4月以降に投稿された写真には、この灰皿は写っていない。一例として、2020年9月12日付けのツイートと添付写真を示す（甲第8号証）。灰皿は、2020年4月1日からの法の全面施行に伴い、撤去されたものと考えられる。このことを裏付けるツイートもある。2020年3月17日付けのツイートに添付された写真には、「4月1日の大阪府条例施行によ」「3月31日いっぱい、玄関の灰皿を撤去いたしま」「御不便おかけしますが、よろしく願いいたしま」と書かれた掲示物が見られる（甲第9号証）

以上のことからすると、一方の銭湯の名称は「A」であり、保健所名は「B」である。これらの情報は、非公開部分を公開せずとも、大阪府が既に公表した情報から特定可能である。したがって、実施機関の弁明は、その前提を欠くものといえ、失当である。

以上のとおりであるから、「A」及びその住所である「B市F」また「B」保健所は公開されるべきである。

## (2) 証拠書類等の表示

甲第1号証 文書情報検索・閲覧システム「ネットみる」の文書情報（添付は省略）

甲第2号証 WARP検索結果（検索条件＝「大阪府／府内の全面禁煙宣言施設」）（添付は省略）

甲第3号証 府内の全面禁煙宣言施設（WARP保存日：2019年11月6日）（添付は省略）

甲第4号証 府内の全面禁煙宣言施設（WARP保存日：2020年3月4日）（添付は省略）

甲第5号証 大阪府内 全面禁煙宣言施設一覧（C圏域、R 1. 10. 29現在）（添付は省略）

甲第6号証 大阪府内 全面禁煙宣言施設一覧（C圏域、R 2. 2. 4現在）（添付は省略）

甲第7号証 2019年8月15日付けのツイートと添付写真（添付は省略）

甲第8号証 2020年9月12日付けのツイートと添付写真（添付は省略）

甲第9号証 2020年3月17日付けのツイートと添付写真（添付は省略）

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

## 2 弁明の理由

- (1) 大阪府に日々寄せられるご意見、ご要望等の中には、施策立案や業務改善に役立てるべき貴重な提言が含まれている。こうした府民からの声を業務改善や政策反映に活かしていくことを目的に、府民の声を一元的に管理するシステムを「府民の声システム」という。お寄せいただいた府民の声は、個人、企業が特定される氏名、団体名、住所、メールアドレス、所管外、個人等を誹謗中傷する内容等を除き、原則原文のまま公表している。審査請求人が本件請求を行った府民の声の基本情報とは、「府民の声システム」に入力されている府民の声の基本情報である。
- (2) 本件行政文書については、法及び防止条例施行前の2020年1月に作成されたものであるため、府民の声の申出者が通報している内容については、法及び防止条例には抵触しない。また、本件係争情報1には、違法、違反であると通報のあった銭湯に関する情報が記載されており、本件係争情報2についても、違法、違反であると通報のあった銭湯に法の規制内容について情報提供をした保健所名が記載されており、公にすることにより、違法、違反であると通報のあった銭湯が特定されるおそれがある。これらの情報を公開すると、両銭湯が法及び防止条例施行後に改善されている可能性があるにもかかわらず、あたかも違法、違反銭湯であるような印象を与えることにより、社会的評価が下がるおそれがあり、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められることから、条例第8条第1項第1号に該当するものである。
- (3) さらに、全面禁煙宣言施設については、府が禁煙化を一層進めていくため、「全面禁煙」に自主的に取り組んでいる施設を募集し、全面禁煙宣言のあった施設について取りまとめ、府ホームページで府民に広く周知している。両銭湯については、全面禁煙施設一覧表に掲載されているが、実態が全面禁煙施設でないということにより、銭湯名を公表するといった規定は設けられていない。

## 3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正か

つ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件係争情報について、審査請求人は、①回答時点において法、防止条例も施行されていないから、二つの銭湯には違反はなく、公開したとしても、法人の利益は何ら害されることはない、②全面禁煙施設を宣言しながら、屋内での喫煙が可能な両銭湯は、人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動をしており、その情報は例外公開情報として公開されるべきであり、本件係争情報は条例第8条第1項第1号には該当しないと主張する。このため、以下、本件係争情報の条例第8条第1項第1号該当性について検討する。

### (1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものをいうものである。

### (2) 条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件係争情報1は、違法、違反であると通報のあった2つの銭湯（以下「本件銭湯」という。）に関する情報であり、本件係争情報2は保健所名ではあるが、保健所名を公にすることにより、本件銭湯が特定される可能性があることから、本件銭湯を運営する法人若しくは個人事業主に関する情報であると認められ、（1）アに該当すると認められる。

イ 次に、（1）イ該当性について検討する。

(ア) 当審査会が本件行政文書を確認したところ、府民の声には、本件銭湯の名前、所在地を明記の上、①本件銭湯が法、防止条例に違反していること、②本件銭湯が当時大阪府の「全面禁煙宣言施設」に掲げられていたが、実態は違っており、虚偽の宣言をしていること、③本件銭湯が「大阪府公衆浴場組合」に虚偽の申請をしていること、④本件銭湯が浴場に禁煙ステッカーを掲示しているがこれは利用者を欺く行為であること、利用者をだましている、確信犯で性質の悪い業者であること等の記載（以下「本件記載」という。）がある。

本件記載の府民の声への投稿時点では、法、防止条例は施行されていなかったため、本件銭湯が本件記載の投稿時に法及び防止条例に違反した施設でないことは明らかである。しかし、現時点において本件係争情報を公にすることにより、本件銭湯が当時において、現行の法律及び条例の規定に反する施設であったとの印象を府民に与えることになるため、本件係争情報の公開が本件銭湯の社会的評価の低下を招くものと認められる（なお、本件記載が指摘する問題点は行政機関によって事実確認された内容ではなく、この情報の正確性も明らかとはなっていない）。

したがって、本件銭湯を営む法人又は個人事業主の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるから、（1）イに該当する。

よって、本件係争情報は、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

(イ) 審査請求人は、反論書2において、非公開部分を公開せずとも、大阪府が既に公表した情報から特定可能である旨主張する。

審査請求人は具体的に次のとおり主張する。

府民の声の回答期限である2020年2月6日の2日前である2020年2月4日に大阪府の健康づくり課がウェブサイトに掲載されている「府内の全面禁煙宣言施設」を更新しており、その時点で府内の全面禁煙宣言施設一覧から「A」という施設が削除されていたことが、確認されている。審査請求人は削除された理由を「A」が灰皿の撤去に応じなかったためと考えており、本件銭湯の一方の名称は「A」であることが、このホームページからも別のツイートからも特定できる。

しかし、「府内の全面禁煙宣言施設」から「A」が2020年2月4日に削除されたこと等をもって、府民の声で法及び防止条例の違反があったと通報された銭湯が「A」と同一であるとは特定することができないから、審査請求人の主張は採用できない。

(ウ) さらに、審査請求人は、本件銭湯を運営する法人若しくは個人事業主の事業活動は、条例第8条第1項第1号括弧書き前半の「人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動」に該当する旨主張している。

同号括弧書き前半は、事業者の事業活動が原因となって、現在、発生している人の生命、身体、健康への危害が拡大したり、再発したりするのを防止するため、あるいは、将来発生する蓋然性が高い人の生命、身体、健康への危害の未然防止のため、公開することが必要な情報である。しかし、当審査会が実施機関に対し、本件係争情報を含む本件記載の内容を確認したところ、その内容は府民の声の申出者が通報した情報であって、

行政機関が当該事実関係を確認した上で掲載したものではなく、また、現在の生命等への危害の発生若しくは将来の生命等への危害を及ぼす蓋然性が高いとはいえないものである。よって、本件係争情報は条例第8条第1項第1号括弧書きに該当しない。

### 3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、島尾 恵理、荒木 修、小谷 真理